

監第2044号
平成12年3月27日

各建設業関係団体の長 殿

石川県土木部長

経営事項審査申請及び競争入札参加資格審査申請
について(通知)

建設業法施行規則第19条第2項の規定により、平成12年に行う経営事項審査の申請の時期及び方法等について、別紙1のとおり定め公告したので通知します。

また、石川県が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等の一部改正に関し別紙2のとおり告示したので併せて通知します。

ついては、下記事項に留意のうえ申請頂くよう、貴団体傘下会員に対して周知方よろしく願います。

記

1 経営事項審査申請における提示書類の追加について

法人にあっては、法人税に係る確定申告書(別表-(一))の写し及び附属明細書別表四所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)の写しの提示を、個人にあっては、所得税に係る青色申告決算書の写し又は白色申告収支内訳書の写しの提示を求めることとしました。

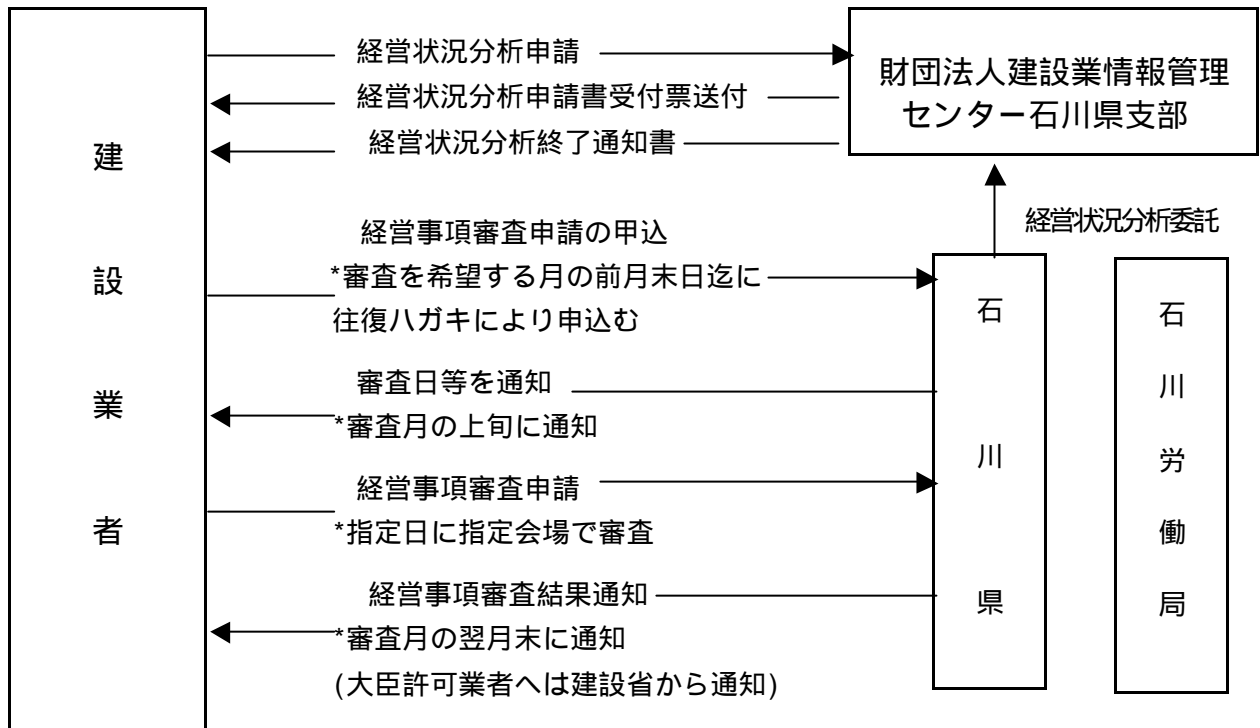
2 競争入札参加資格審査申請における添付書類の追加について

競争入札参加資格審査の申請できる者の要件のうち、「申請書の提出日の1月前までに納期限の到来した県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)を完納している者」を「申請書の提出日の1月前までに納期限の到来した県税(個人県民税を除く。)及び消費税を完納している者」に改正し、税務署が交付する消費税及び地方消費税に係る納税証明書(様式その3(未納税額のない証明用))を添付書類に追加しました。

なお、消費税及び地方消費税に係る納税証明書は、申請日直前に終了した営業年度における課税・免税事業者を問わず添付を要することとし、この改正は4月1日以降申請するものから適用されます。

経営事項審査申請手続等

1 申請手続の流れ



2 審査時期

審査基準日(決算日)	審査年月日
平成11年10月1日～平成11年10月31日	平成12年4月までの指定された日
平成11年11月1日～平成11年11月30日	平成12年5月までの指定された日
平成11年12月1日～平成11年12月31日	平成12年6月までの指定された日
平成12年1月1日～平成12年2月29日	平成12年7月までの指定された日
平成12年3月1日～平成12年3月31日	平成12年8月までの指定された日
平成12年4月1日～平成12年4月30日	平成12年9月までの指定された日
平成12年5月1日～平成12年6月30日	平成12年10月までの指定された日
平成12年7月1日～平成12年8月31日	平成12年11月までの指定された日
平成12年9月1日～平成12年9月30日	平成12年12月までの指定された日

3 提出・提示書類

下表の提出書類1から6（ただし5は必要な場合）を3部と建設業退職金共済事業加入・履行証明書（必要な場合）経営状況分析申請書受付票及び工事安全成績等に関する報告書をそれぞれ1部提出とします。

また、法人にあっては、法人税の確定申告所別表（ ）の写し及びその附属明細書別表四（所得の金額の計算に関する明細書）の写しを、個人にあっては、所得税に係る青色申告決算書の写し又は白色申告収支内訳所の写しを提示書類としますので必ずご持参ください。

提出・提示書類一覧表

提出書類	提示書類
1 経営事項審査申請書 （記入例 6 項）	許可申請書の副本（新規、更新又は業種追加に係るもの） 変更届出書（営業年度終了報告書）の副本 前年度の経営事項審査申請書（添付書類を含む。）の副本
2 工事種類別完成工事高 （記入例 10 項～11 項）	契約書等工事施工を証する書面 専門職種概要調書（必要な場合 20 項参照）
3 技術職員名簿（総括表） （記入例 33 項）	賃金台帳（審査基準日の属する月を含む申請月直前 1 年分） 免許証等の写し（新規取得分等については原本）
4 技術職員名簿 （記入例 21 項）	監理技術者資格証の写し 専任技術者証明証（新規・変更）の副本 注 1
5 技術職員数 （基準決算の前期末）注 2 （記入例 28 項）	前年度の経営事項審査結果通知書
6 その他の審査項目 （社会性等） （記入例 30 項）	雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（公共職業安定所交付） 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書又は被保険者標準報酬決定通知書（社会保険事務所交付） 勤労者退職金共済機構若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書、共済契約書若しくは退職手当の決定、計算及び支払方法等について定めのある労働協約若しくは就業規則 厚生年金基金の発行する加入証明書、適格退職年金契約書 （財）建設業福祉共済団、（社）全国建設業労災互助会の発行する加入証明書又は保険証書又は保険会社の保険証書 建設業経理事務士検定試験合格証書

注 1 建設業許可における専任技術者について、直近の許可申請以降に専任技術者の変更があった場合には、変更後の専任技術者に係る専任技術者証明書（新規・変更）様式第 8 号の副本も提示してください。

注 2 「建設業に従事する職員の数」について 2 期平均を選択した場合には、技術力の評価についても 2 期平均が適用されることとなりますが、この際に前期末の技術職員名簿の作成に変えて提出することができません。